平成２４年（フ）第５２３号
神奈川県座間市南栗原４丁目14番16号　ベルメゾンさがみ野Ｎｏ．29―202号
債務者　峰尾　美保
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前11時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８号
東京都青梅市新町３丁目59番地の14グランドハイム８―106号
債務者　小林　綾子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
東京都小平市花小金井６丁目20番３―305号
債務者　大野　一善
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
静岡県藤枝市高柳2093番地の１　グリーンハイツ杉本102号、旧住所静岡県藤枝市本町４丁目２番９号
債務者　池田　利夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４号
大阪府摂津市千里丘４丁目11番５―205号
債務者　細　　和也
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５３号
東京都国立市泉２丁目３番地の２　４―402
債務者　更科　博子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１２４号
東京都福生市志茂156番地１レクセルプラッツァ福生壱番館501号室
債務者　横野　　功
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８６号
愛知県豊橋市老津町字宮脇78番地の２
債務者　総合技建こと　松井　宏行
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２９３号
愛知県豊橋市中岩田１丁目12番地８　301
債務者　山本香代子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３０３号
愛知県豊橋市神野新田町字ヘノ割18番地19　701
債務者　三上　和広
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３０４号
愛知県豊橋市神野新田町字ヘノ割18番地19　701
債務者　三上　敏子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１号
沖縄県中頭郡北谷町美浜２丁目２番地９　サンハイム306
債務者　新里　喜則
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２９７号
愛知県豊橋市西七根町字むつみね台３番地14
債務者　佐々木隆晃
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２９８号
愛知県豊橋市西七根町字むつみね台３番地14
債務者　佐々木えりか
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４７号
山口市鋳銭司842番地１
破産者　掛波　正明
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係